

令和4年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第27号

津市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、津市犯罪被害者等支援条例（令和3年津市条例第31号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡、重傷病又は精神疾患をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその家族又は遺族をいう。
- (5) 重傷病 負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に1箇月以上の期間を要し、かつ、通算3日以上入院を要すると医師に診断されたものをいう。
- (6) 精神疾患 強盗、強制性交等、強制わいせつ、略取誘拐及び人身売買（これらの犯罪の未遂罪を含む。）並びに殺人未遂の被害を受けたことを起因とする精神的衝撃による精神の被害であって、その療養に3箇月以上の期間を要し、かつ、通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたものをいう。
- (7) 犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合にあってはその遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日を、犯罪被害者が重傷病又は精神疾患を負った場合にあっては医師の診断により重傷病又は精神

疾患であると診断された日をいう。

(支援金の種類、給付額及び給付対象者)

第3条 市長は、条例第8条の規定により、支援金の給付を行うものとし、支援金の種類、給付額及び給付対象者は、次に定めるところによる。

(1) 遺族支援金

ア 給付額 30万円

イ 給付対象者 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族（次号又は第3号に掲げる支援金の給付後に死亡した犯罪被害者の遺族を含む。）であって、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、本市の区域内に住所を有する第1順位遺族（次条第3項から第5項までの規定による第1順位の遺族をいう。第5条第1号及び第6条第1項第5号において同じ。）

(2) 重傷病支援金

ア 給付額 10万円

イ 給付対象者 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、本市の区域内に住所を有する犯罪被害者（重傷病を負った者に限る。）

(3) 精神療養支援金

ア 給付額 2万5,000円

イ 給付対象者 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、本市の区域内に住所を有する犯罪被害者（精神疾患を負った者に限る。）

(4) 前3号に掲げる支援金について、やむを得ない事情により住民登録をせずに本市の区域内に居住している者が、本市の区域内に居住していることが客観的に確認できる書類を提出したときは、当該者を給付対象者とみなすことができる。

2 同一の世帯において給付対象者が複数いる場合又は給付対象者が複数の給付を受けることとなる場合には、支援金の上限を30万円として給付するものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族支援金の給付の対象となる遺族は、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被

害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）

(3) 犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前号に該当しないもの

2 犯罪被害者の死亡当時胎児であった子がその後出生した場合における前項の規定の適用については、その子は、その母が犯罪被害者の死亡当時当該犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号に掲げる子と、その他のときにあつては同項第3号に掲げる子とみなす。

3 遺族支援金の給付を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序によるものとする。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 第1順位の遺族が当該支援金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該支援金の申請をすることができない。

5 犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族支援金の給付を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族支援金の給付を受けることができる遺族としない。

（支援金を給付しないことができる場合）

第5条 市長は、次に掲げる場合には、支援金を給付しないことができる。

(1) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があつた場合（犯罪被害者が未成年者を監護していた場合を除く。）

(2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があつた場合

(3) 犯罪被害者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であつた場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を給付することが社会通念上適切でない認められる場合

（支援金の給付の申請）

第6条 遺族支援金の給付を申請しようとする給付対象者（以下「遺族支援金申請者」という。）は、犯罪被害者等支援金（遺族支援金）給付申請書（第

1号様式)及び犯罪被害申告書(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、遺族支援金申請者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により当該支援金の申請ができない場合は、当該遺族支援金申請者の法定代理人が代理申請することができる。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- (2) 遺族支援金申請者が犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、本市の区域内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明することができる書類
- (3) 遺族支援金申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (4) 遺族支援金申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類
- (5) 第1順位遺族であることを証明することができる書類(先順位の人(死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本)(遺族支援金申請者が配偶者(婚姻の届出をしていないが、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)以外の者である場合に限る。))
- (6) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を証明することができる書類(遺族支援金申請者が生計維持遺族である場合に限る。))
- (7) 犯罪被害者等支援金(遺族支援金)受給代表者申出書(第3号様式)(遺族支援金の給付を受けることができる遺族が2人以上ある場合に限る。))
- (8) 犯罪被害にあった事実を証明することができる書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 重傷病支援金又は精神療養支援金の給付を申請しようとする給付対象者(以下「重傷病支援金等申請者」という。)は、犯罪被害者等支援金(重傷病・精神療養支援金)給付申請書(第4号様式)及び犯罪被害申告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、重傷病支援金等申請者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により当該支援金の申請ができない場合は、当該重傷病支援金等申請者の法定代理人が代理申請することができる。

- (1) 重傷病又は精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書（受傷日、療養期間、入院日数（精神疾患に係る診断書にあつては、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができない旨）及び傷病名を明記したものに限る。）
- (2) 犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、本市の区域内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明することができる書類
- (3) 犯罪被害にあつた事実を証明することができる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類
（給付の申請の期限）

第7条 前条の規定による申請は、当該犯罪被害を知った日から1年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、その期間内に申請しなかつたことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

（給付の決定等）

第8条 市長は、第6条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、給付することを決定したときは犯罪被害者等支援金給付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するとともに、当該決定に係る給付を行い、給付しないことを決定したときはその旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に際し、遺族支援金申請者又は重傷病支援金等申請者に対し当該申請に係る状況等について調査をすることができる。この場合において、市長は、当該申請書及び添付書類の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

3 前項の規定は、支援金の給付決定後においても適用があるものとする。

（給付の決定の取消し）

第9条 市長は、支援金の給付の決定を受けた者が当該給付を受けるための要件に該当しないことが判明したとき、又は偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（支援金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により支援金の給付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が給付されているときは、期限を定めて当該支援金の給付を受けた者に対し当該支援金の返還を命じな

なければならない。

(日常生活の支援に関する助成)

第11条 市長は、条例第9条の規定により、家事代行サービスの利用に要した費用に対する助成（以下「家事代行サービス費の助成」という。）、食事宅配サービスの利用に要した費用に対する助成（以下「食事宅配サービス費の助成」という。）、一時保育（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業、同条第7項に規定する一時預かり事業及び同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業等をいう。以下同じ。）の利用に要した費用に対する助成（以下「一時保育費の助成」という。）及び通訳の利用に要した費用に対する助成（以下「通訳費の助成」という。）を行うものとする。

(家事代行サービス費の助成)

第12条 家事代行サービスの費の助成は、犯罪被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対して行うものとする。

2 家事代行サービス費の助成の対象となる費用は、次に掲げる家事代行サービスの利用に要した費用（犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた日から6箇月以内に要した費用に限る。）とする。

- (1) 調理
- (2) 洗濯
- (3) 住居の掃除及び整理整頓
- (4) 生活必需品の買出し
- (5) 通院等の介助
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

3 家事代行サービス費の助成の額は、前項に規定する費用の総額とし、1時間当たり3,000円を限度とする。

4 家事代行サービス費の助成を受けることができる時間は、1時間を単位とし、当該時間の合計は、一の犯罪被害につき30時間を限度とする。

(食事宅配サービス費の助成)

第13条 食事宅配サービス費の助成は、犯罪被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対して行うものとする。

2 食事宅配サービス費の助成の対象となる費用は、犯罪被害者等が居住する住宅への食事宅配サービスの利用に要した費用（犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた日から6箇月以内に要した費用に限る。）とする。

3 食事宅配サービス費の助成の額は、前項に規定する費用の総額とし、1日当たり1,000円を上限とする。

4 食事宅配サービス費の助成の利用期間は、一の犯罪被害につき食事を必要とする者ごとに30日間を限度とする。

(一時保育費の助成)

第14条 一時保育費の助成は、犯罪被害により監護する就学前の子の家庭での保育が困難となった犯罪被害者等に対して行うものとする。

2 一時保育費の助成の対象となる費用は、犯罪被害者等が監護する就学前の子に係る一時保育の利用に要した費用(犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた日から6箇月以内に要した費用に限る。)とする。

3 一時保育費の助成の額は、前項に規定する費用の総額とし、1日当たり3,000円を限度とする。

4 一時保育費の助成を受けることができる一時保育の利用は、一の犯罪被害につき犯罪被害者等が監護する就学前の子ごとに5日間を限度とする。

(通訳費の助成)

第15条 通訳費の助成は、犯罪被害により病院、警察、司法機関等に出向くときなどにおいて、意思疎通に支障がある外国人の犯罪被害者等に対して行うものとする。

2 通訳費の助成の対象となる費用は、通訳の利用に要した費用(犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた日から6箇月以内に要した費用に限る。)とする。

3 通訳費の助成の額は、前項に規定する費用の総額とし、2時間当たり1万7,000円を限度とする。

4 通訳費の助成の利用は、一の犯罪被害につき通訳の利用が必要とする者ごとに5回を限度とする。

(居住の安定に関する助成)

第16条 市長は、条例第10条の規定により、犯罪被害者等が次の各号のいずれかに該当するときは、転居するために要した費用に対する助成(以下「転居費の助成」という。)及び犯罪被害者等が居住する賃貸住宅に係る家賃の助成(以下「家賃の助成」という。)を行うものとする。

(1) 従前の住居又はその付近において犯罪被害にあったために、当該住居に居住し続けることが困難となったとき。

(2) 犯罪行為により住居が滅失し、又は著しく損壊したために居住できなく

なったとき。

(3) 二次被害（犯罪行為による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる^{ひぼう}誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的損失等の被害をいう。）を受けたとき、又は再被害（犯罪被害者等が当該犯罪行為の加害者から再び危害を加えられることをいう。）を受ける可能性のあるとき。

(4) 本市の区域内において犯罪被害にあったが、やむを得ない事情により当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時に居住していた賃貸住宅に継続して居住するとき。

(5) その他前各号に類する事由があり、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、犯罪被害者等が居住する住居（本市の区域内に存する住居であって、犯罪被害者等の生活の本拠地と認められるものに限る。）が犯罪現場となったときは、条例第10条の規定により、犯罪現場の清掃の利用に要した費用に対する助成（以下「特殊清掃費の助成」という。）を行うことができる。

（転居費の助成）

第17条 転居費の助成の対象となる費用は、次に掲げる費用（犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた日以後最初の転居に要した費用であって、同日から1年以内に負担することとなったものに限る。）とする。

(1) 引越しに伴う運送費用及び荷造り等サービス費用

(2) 新たな住居に入居する際に要する敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料及び保証料

(3) その他市長が必要と認める費用

2 転居費の助成の額は、前項に規定する費用の総額とし、一の犯罪被害につき1回とし、30万円を限度とする。

（家賃の助成）

第18条 家賃の助成の対象となる費用は、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた日から1年以内、かつ、同日以後最初に転居した賃貸住宅に入居した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合は、当該入居した日の属する月）から6箇月以内に発生した家賃（犯罪被害者等が居住する住宅に係る賃料、使用料その他居住の対価として家主に払う金銭をいい、その後、別の賃貸住宅に転居した場合にあっては、当該転居後に居住する住宅に係る

これらの金銭を含む。以下同じ。)とする。ただし、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた日前から居住している賃貸住宅から転居することができないやむを得ない事情があると市長が認めるときは、同日から18箇月以内、かつ、これを認めた日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合は、当該認めた日の属する月)から6箇月以内に発生した家賃とする。

- 2 家賃の助成の額は、前項に規定する家賃の2分の1に相当する額とし、1箇月当たり3万5,000円を限度とする。

(特殊清掃費の助成)

第19条 特殊清掃費の助成の対象となる費用は、犯罪現場となった居室等の血痕、吐しゃ物、排せつ物等の除去、消毒、消臭等に係る清掃に要した費用(警察機関が行う捜査上、犯罪現場の保存の必要性を欠くようになってから30日以内に発生した費用に限る。)とする。

- 2 特殊清掃費の助成の額は、前項に規定する費用の総額とし、一の犯罪被害につき1回とし、40万円を限度とする。

(精神的被害からの回復のためのカウンセリング費の助成)

第20条 市長は、条例第11条の規定により、犯罪被害により受けた精神的被害の回復を図る必要がある犯罪被害者等がカウンセリングの利用に要した費用(犯罪行為が行われた日から1年以内に要した費用に限る。)に対する助成(以下「カウンセリング費の助成」という。)を行うものとする。

- 2 カウンセリング費の助成対象となる者は、犯罪被害者及びその2親等以内の親族とする。

- 3 カウンセリング費の助成の額は、1時間当たり1万円を限度とする。

- 4 カウンセリング費の助成の利用は、一の犯罪被害につきカウンセリングを必要とする者ごとに5回を限度とする。

(日常生活支援等の助成の申請)

第21条 第11条から前条までに規定する日常生活支援等の助成を受けようとする者(以下この条及び次条において「日常生活支援等申請者」という。)は、日常生活支援等助成申請書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該書類のうち、添付が必要でないとして市長が認めるものについては、これを省略することができる。

(1) 犯罪被害申告書

(2) 支給の対象となる費用の支払を証明することができる領収書の写し又はこれに準ずる書類

(3) 次のア及びイに掲げる区分に応じ、当該ア及びイに定める書類

ア 犯罪被害者が申請する場合 次に掲げる書類

- (ア) 重傷病又は精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書（受傷日、療養期間、入院日数（精神疾患に係る診断書にあっては、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができない旨）及び傷病名が明記されているものに限る。）
- (イ) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、本市の区域内に住所を有する者であることを証明することができる書類（本市の住民基本台帳に記録されていないことについてやむを得ない事情があると市長が認める者にあつては、その事情を証明することができる書類）
- (ウ) 犯罪被害にあった事実を証明することができる書類
- (エ) その他市長が必要と認める書類

イ 日常生活支援等の助成を受けるべき遺族（以下「日常生活支援等助成遺族」という。）が申請する場合 次に掲げる書類

- (ア) 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- (イ) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、本市の区域内に住所を有する者であることを証明することができる書類（本市の住民基本台帳に記録されていないことについてやむを得ない事情があると市長が認める者にあつては、その事情を証明することができる書類）
- (ウ) 日常生活支援等申請者である日常生活支援等助成遺族の戸籍の謄本その他日常生活支援等申請者の氏名及び生年月日並びに日常生活支援等申請者と死亡した犯罪被害者との続柄を証明することができる書類
- (エ) 事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者又はこれに準ずる関係にあつた者である事実を証明することができる書類（日常生活支援等申請者である日常生活支援等助成遺族が死亡した犯罪被害者の配偶者のうち婚姻届を提出していない者である場合に限る。）
- (オ) 第4条第3項の規定による先順位で助成を受けるべき遺族の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本その他日常生活支援等申請者が日常生活支援等助成遺族であることを証明することができる書類（日常生活支援等申請者が配偶者以外の者である場合に限る。）

- (カ) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類（日常生活支援等申請者が第4条第1項第1号又は第2号に掲げる者である場合に限る。）
- (キ) 日常生活支援等助成代表者申出書（第7号様式）（日常生活支援等助成遺族が2人以上ある場合に限る。）
- (ク) 犯罪被害にあった事実を証明することができる書類
- (ケ) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、日常生活支援等申請者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により日常生活支援等の助成の申請ができない場合は、当該日常生活支援等申請者の法定代理人が代理申請することができる。この場合において、当該法定代理人は、法定代理人であることを証明することができる書類を提示しなければならない。

3 第1項の規定による申請は、第12条から第15条まで及び前条の規定による助成にあつては犯罪行為が行われた日から起算して1年を経過したとき、第17条から第19条までの規定による助成にあつては犯罪行為が行われた日から起算して2年を経過したときは、することができない。ただし、その期間内に申請しなかったことについて、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

（日常生活支援等の助成の決定）

第22条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、助成することを決定したときは日常生活支援等助成決定通知書（第8号様式）により日常生活支援等申請者に通知するとともに、当該決定に係る助成を行い、助成しないことを決定したときはその旨を日常生活支援等申請者に通知するものとする。

（支援金に関する規定の準用）

第23条 第4条、第5条、第9条及び第10条の規定は、家事代行サービス費の助成、食事宅配サービス費の助成、一時保育費の助成、通訳費の助成、転居費の助成、家賃の助成、特殊清掃費の助成及びカウンセリング費の助成について準用する。

（委任）

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。